

田村市公共施設等総合管理計画

(令和4年3月改訂版) (概要版)

1. 本市の状況
2. 公共施設等の維持管理・更新に係る費用の見込み
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
4. 具体的な取組方針
5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策の検討

背景

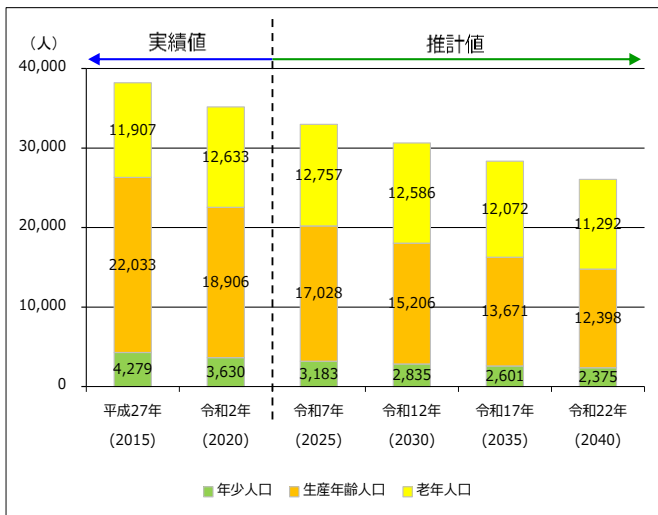
- 公共施設の多くは、高度経済成長期以降に集中して整備
- 中央自動車道笹子トンネル事故など、施設の老朽化による事故が発生しており、老朽化対策は喫緊の課題
- 本格的な地域経済の回復が見られないことに加え、市町村合併算定替えの終了による地方交付税の段階的縮減、人口減少・少子高齢化の進行等による税収の減少や扶助費の増大など、厳しい財政状況

- 公共施設等の規模の適正化、効率的な管理及び有効活用を図り、施設等全体の最適化と今後必要とされる公共サービスを継続的に提供可能なものとするため「**田村市公共施設等総合管理計画**」を策定
- 個別施設計画の策定を踏まえ、本計画を令和4年3月に改訂

1. 本市の状況

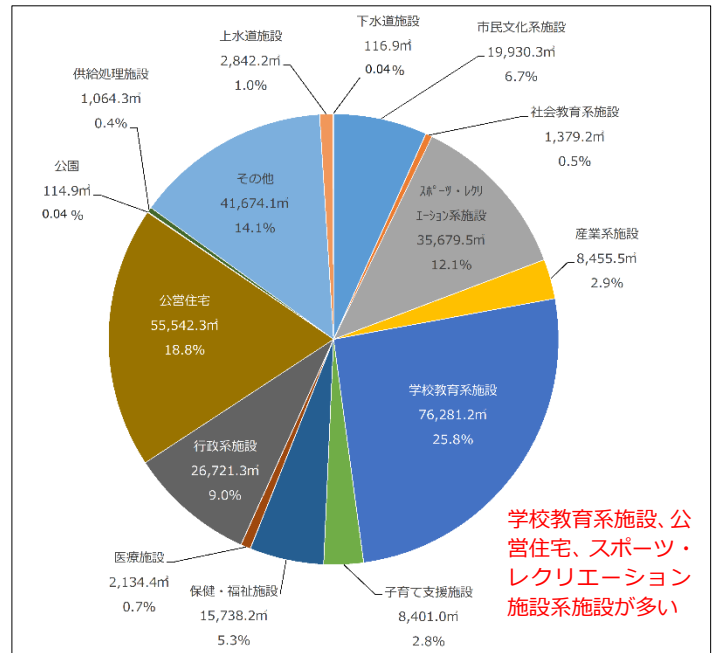
人口

- 令和2年10月の人口は、35,169人(国勢調査より)
- 市の将来人口は、令和22年には26,0650人まで減じ、併せて少子高齢化が著しく進行するものと推計



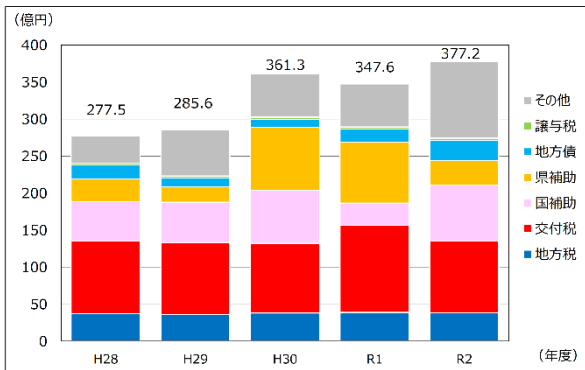
公共施設(建物)の整備状況

- 本市の公共施設は、411施設、914棟で、延床面積の合計は293,116㎡



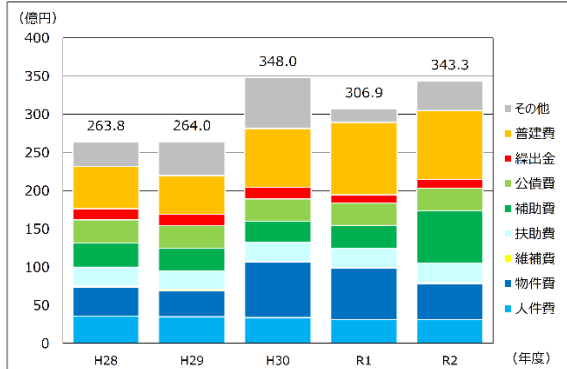
財政

歳入の推移



- 歳入に占める市税の額は横ばい
- 生産年齢人口の減少などにより、税収はさらに減少に向かう可能性

歳出の推移



- 少子高齢化により扶助費は毎年増加する傾向

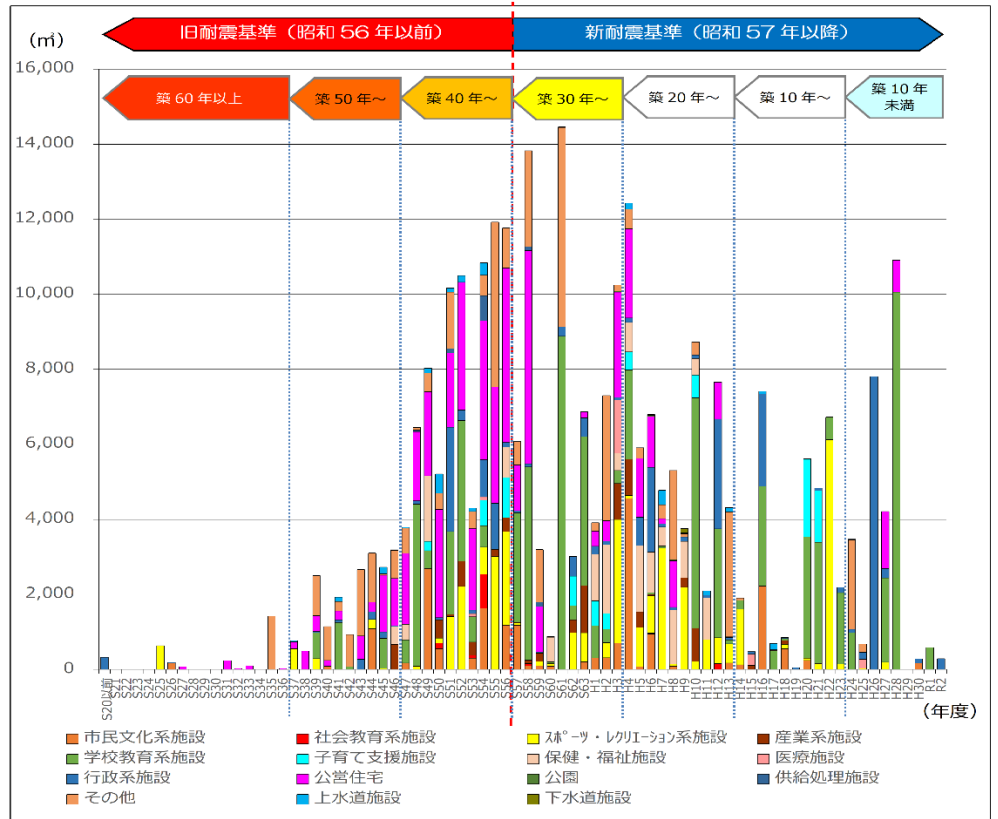
普通建設事業費に充当可能な財源の確保は、年を追うごとに厳しくなる見込み

建築年別公共施設(建物)の整備状況

市の公共施設は、昭和56年頃と平成3年頃に整備のピーク

大規模改修が必要とされる築30年以上を経過した施設、あるいは今後10年間に大規模改修が必要になる施設が多数存在

今後10年間に多くの更新費用が必要となる可能性



2. 公共施設等の維持管理・更新に係る費用の見込み

中長期的な経費の見込み額 (耐用年数で単純更新する場合)

【算出結果】

40年間の更新費用総額：
2,544.4 億円 (年平均約 63.6 億円)

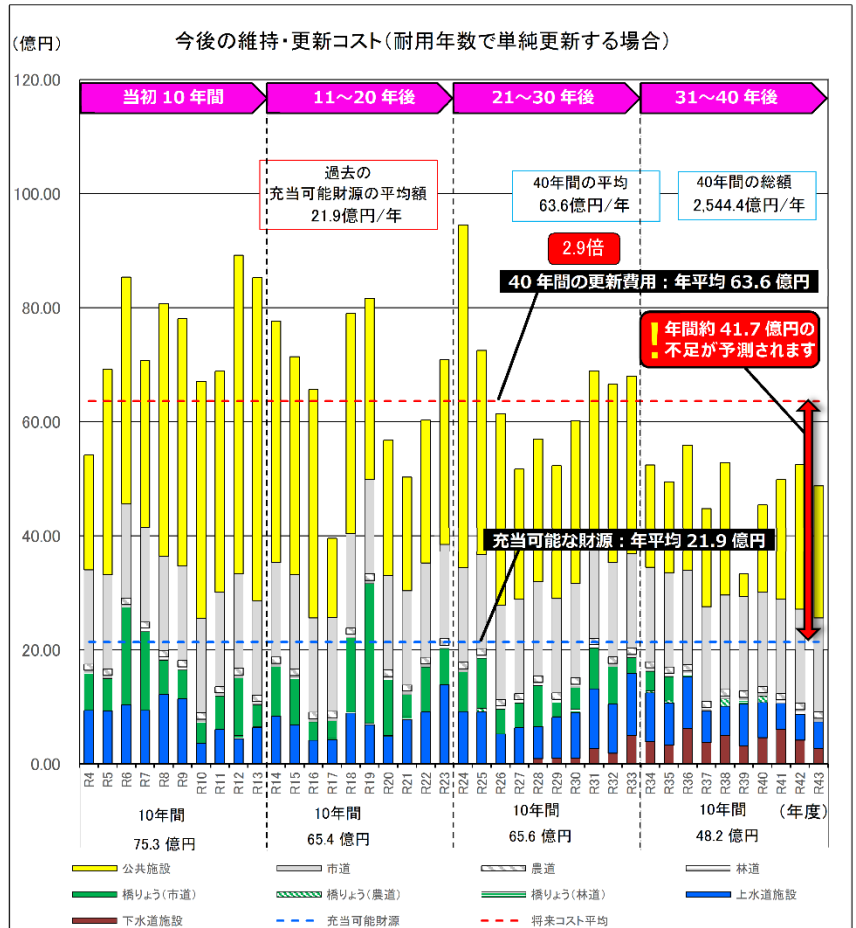
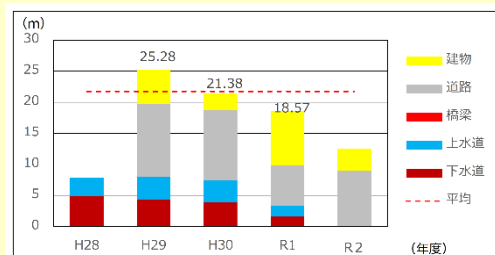
充当可能財源 : 約 21.9 億円

21.9 億円 - 63.6 億円 = ▲41.7 億円

充当可能財源と比較すると、今後1年間あたり41.7億円が不足する(充当可能財源の約2.9倍の費用が必要となる)見込み

※充当可能財源

H28年度～R2年度の普通建設事業費平均額に橋梁の維持管理費見込み額を加えた約21.9億円を見込む



中長期的な経費の見込み額（長寿命化等対策を講じる場合）

【算出結果】

40年間の更新費用総額：

1,455.8億円（年平均約36.4億円）

充当可能財源：約21.9億円

21.9億円 - 36.4億円 = ▲14.5億円

充当可能財源と比較すると、今後1年間あたり14.5億円が不足する（充当可能財源の約1.7倍の費用が必要となる）見込み

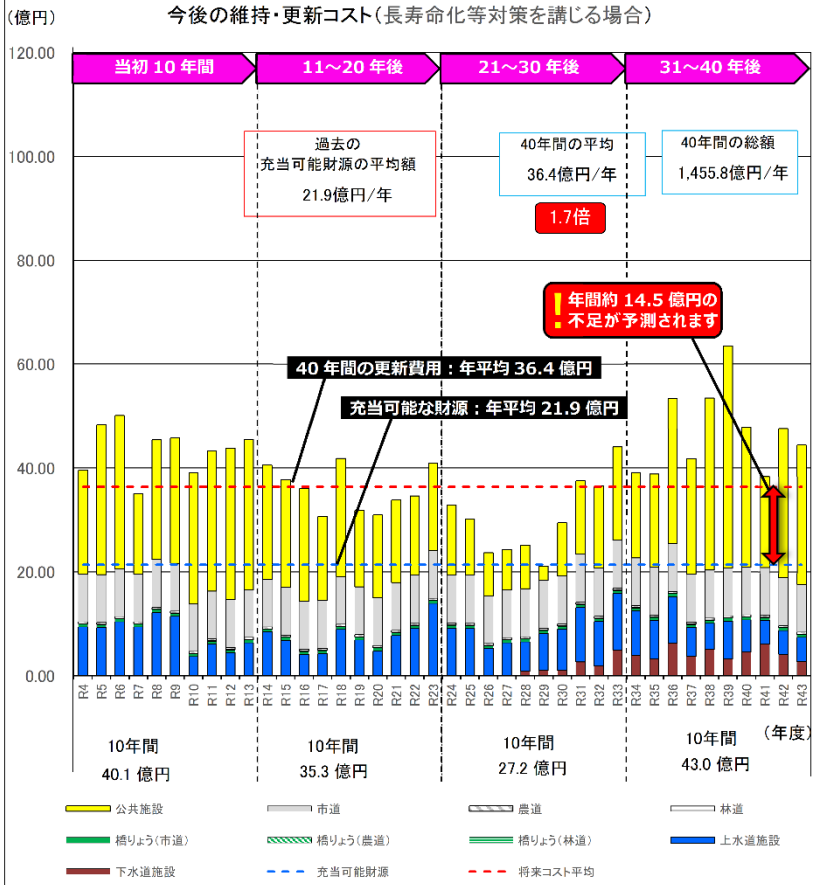
※長寿命化等対策の効果

耐用年数で単純更新する場合：63.6億円/年
 長寿命化等対策を講じる場合：36.4億円/年
 ⇒63.6億円 - 36.4億円 = 27.2億円の効果が見込まれる

※縮減等の目標数値

- 令和10年度までに24棟（14,071.7㎡）の建物を解体
- トータルコストの39.8%（約14.5億円の削減）
- 今後40年間で65,000㎡の縮減
- 1年あたりの更新等費用を最大40億円程度に抑える（経費の平準化）

今後の維持・更新コスト（長寿命化等対策を講じる場合）



3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や課題に関する基本認識

1. 施設の老朽化への対応

支出を平準化させるとともに、中長期的な視点による計画的かつ戦略的な公共施設の再編成・管理が必要

2. 人口減少・少子高齢化社会への対応

今後の市の人口構成の変動に対応した、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成の検討が必要

3. 厳しさを増す財政状況への対応

限られた財源で効率的な投資を行い、機能の維持を図ることが必要

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設の管理においては、公共施設の現状と課題に関する基本認識に基づき、適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、次の3つの視点を重視し、市民が必要とする行政サービスの維持・向上を図る

視点1：施設量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、施設総量（延床面積）の縮減を図り、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、施設量を適正化

視点2：既存施設の有効利用

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改良による施設の品質の保持や機能の改善に努め、既存施設を有効活用

視点3：効率的な管理・運営と市民ニーズに対応したサービスの提供

地域のニーズの変化に的確に対応しながら、市民サービスを提供し、また、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営を推進

具体的には、次に示す提供・品質・財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進

提供に関する基本方針

- ①施設量の適正化
- ②施設機能の複合化等による効率的な施設の配置

品質に関する基本方針

- ①予防保全の推進
- ②計画的な長寿命化の配置

財務に関する基本方針

- ①維持管理費用の適正化
- ②長期的費用の縮減と平準化
- ③民間活力の導入

4. 具体的な取組方針

1. 点検・診断等の実施方針

■ 公共施設

- ・旧耐震基準適合建築物
耐震性の有無を把握するとともに、定期的な点検を実施
- ・新耐震基準適合建築物（建築後 16 年以上経過）
施設の劣化状況を把握し、必要に応じ大規模改修の実施を検討
- ・新耐震基準適合建築物（建築後 15 年以下）
長期使用を前提として、日常点検、定期点検を実施し、施設の劣化状況を把握

■ インフラ

施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるように、「事後保全」から「予防保全」へ転換

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■ 公共施設

各施設における部位・部材等の修繕周期及び前述の点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施

■ インフラ

費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を検討

3. 安全確保の実施方針

■ 公共施設

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努め、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら改善・更新するほか、ユニバーサルデザイン化の推進等により、機能の維持、安全性を確保

■ インフラ

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性を確保

4. 耐震化の実施方針

■ 公共施設

耐震診断が義務化されている公共施設から診断を実施し、その結果に基づき計画的に耐震化を推進

■ インフラ

利用者の安全性確保や安定した供給のため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進

5. 長寿命化の実施方針

■ 公共施設

長寿命化によりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とし、定期的で大規模改修することで建築後 80 年間の使用に努める

■ インフラ

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、予防保全によって、致命的な損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを縮減

6. 複合化・集約化や廃止の推進方針

■ 公共施設

財政状況等を勘案しつつも人口構成の変動や必要なサービス水準の維持・向上を念頭におきながら、施設の既存の機能のみにとらわれることなく、施設の複合化・集約化を推進

■ インフラ

今後の社会・経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に実施

7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■ 市民との情報共有と協働体制の構築

市民の方に市が直面する状況を認識いただき、公共施設のあり方を考えていただくため、市の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用し情報公開を推進

■ 庁内における意識啓発

職員を対象とした研修会の開催等により、庁内におけるマネジメント意識を共有化

■ 民間活力の活用体制の構築

民間活用による事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を検討

5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策の検討

1 : 全庁的な取組体制の構築

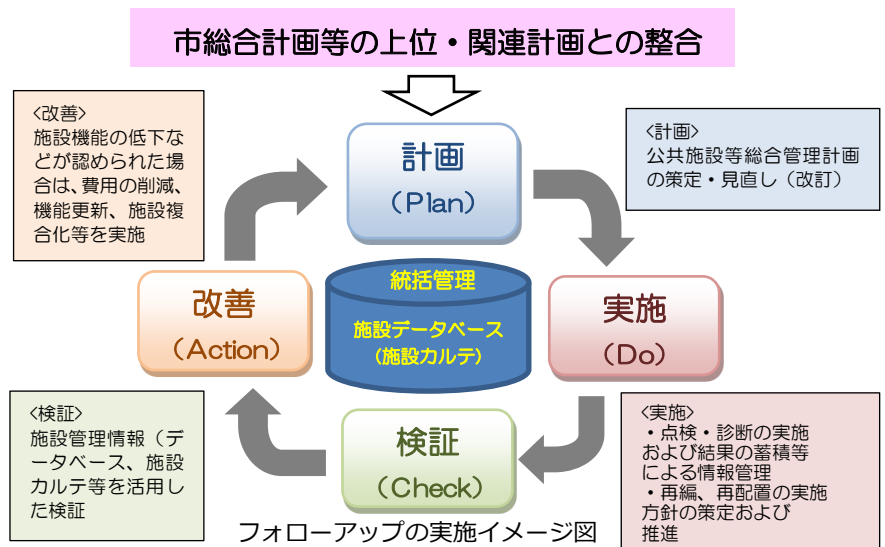
「全体最適化」の視点から全庁的な取組体制を構築するため、公共施設等の情報の一元管理に関する仕組みづくりを検討

2 : 情報管理・共有のあり方

全庁的な情報の管理・共有と有効活用を推進し、常に最新の状態に保ちながら庁内で情報を共有化

3 : フォローアップの実施方針

PDCA サイクルにより、適宜計画を見直し（改訂）



田村市公共施設等総合管理計画（概要版） 平成 29 年 3 月 （令和 4 年 3 月改訂）

編集・発行：福島県田村市

〒963-4393 福島県田村市船引町字畑添 76 番地 2 電話：0247-81-2111（代表）